

# 大分地裁民事部ご案内

Q1 大分地方裁判所で取り扱っているのはどんな事件？

A

- ① 民事裁判をすところ。140万円を超える金銭請求や土地などの問題を裁判で解決します。
- ② お金を貸して返してもらえないときに、土地・建物などの不動産や給料・預金などの債権の強制執行(差押え)をします。
- ③ 破産事件や再生事件などの手続をすところ。借金が返済できなくなりそうな場合、将来の支払やその清算についていろいろな手続を選択することができます。

Q2 窓口はどこ？

A

- ① Q1の①については、庁舎南棟5階です。エレベーターを降りて右手前方の「民事受付」にお越しください。
- ② Q1の②については、庁舎北棟1階です。正面玄関を入ってすぐの北棟廊下を右手に折れてください。印紙切手販売所前の「民事執行係」にお越しください。
- ③ Q1の③については、庁舎南棟4階の「破産再生係」にお越しください。

いずれの窓口もお気軽にお声をかけてください。

※受付時間は、土日・祝祭日以外の午前8時30分から午後5時までです。  
但し、年末年始は12月29日から1月3日まで休みとなります。

Q3 訴えや申立てをするにはどうしたらいい？

A

訴えや申立てをしたい方は、その種類や請求金額によって納めてもらう手数料(収入印紙)や切手の額が違いますので、お気軽に窓口においでください。

なお、電話でのお問い合わせは、(代表電話) 097-532-7161の  
Q1の①…内線512 Q1の②…内線163 Q1の③…内線414 です。

債権執行の申立てや手続説明書については、ひな形などを備え付けていますので、窓口にてお申し出ください。